



BAY HILLS

2023 年 3 月号

ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

日中、少しずつ暖かいと感ずることが増えてきたように感じますね。

私事ですが、先日同窓会のお知らせを受け取りました。コロナの影響もあり、長い間開催されていなかったのだから楽しみです。

これまで自粛されていたイベントが身近なところで復活してくると、この 5 月から新型コロナウイルスが季節性インフルエンザと同等の扱いに引き下げられるというニュースを実感します。

ただ、マスク生活の良いところも多分に知ってしまった今、マスク無しで外出できるのか自信がありません…。皆様はいかがでしょう？ (事務員 S)

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

3 月からの協会けんぽの保険料率と 4 月からの雇用保険料率

◆2023 年 3 月分からの健康保険料

2023 年 3 月分(任意継続被保険者にあつては同年 4 月分)の都道府県単位ごとの保険料率が全国健康保険協会のホームページに公表されました。2022 年度から引上げとなった都道府県は東京神奈川を含む 13 都府県、引下げとなった都道府県は北海道や沖縄など 33 道県、現状維持は静岡県一県です。

東京都は 10.00%(2022 年度 9.81%)、神奈川県は 10.02%(9.85%)に引き上げられます。

なお、40 歳から 64 歳までの方に加算される介護保険料率は、全国一律で 1.64%から 1.82%に変更になります。

【協会けんぽ「令和 5 年度保険料額表(令和 5 年 3 月分から)」】

【協会けんぽ「令和 5 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分(4 月納付分)から改定されます」】

【協会けんぽ神奈川支部「令和 5 年度 保険料率について」】より

◆雇用保険料率

(2023 年 4 月 1 日~2024 年 3 月 31 日まで)

《一般の事業の雇用保険料率》

労働者負担と事業主負担あわせて 15.5/1,000 となります。

(2023 年 3 月までは 13.5/1,000)

失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに 5/1,000 から 6/1,000 に変更になったことで上がりました。

事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率についての変更はなく、3.5/1,000 です。

《農林水産・清酒製造の事業、建設の事業》

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて 17.5/1,000 となります。

(2023 年 3 月までは 15.5/1,000)

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて 18.5/1,000 となります。

(2023 年 3 月までは 16.5/1,000)

失業等給付等の保険料率が、一般の事業と同じく、労働者負担・事業主負担ともに上がりました。(6/1,000 から 7/1,000 に変更)

雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)に変更はありません。

(農林水産 3.5/1,000、建設 4.5/1,000)

【厚生労働省「令和 5 年度雇用保険料率のご案内」】より

「オンライン事業所年金情報サービス」がスタートしました

◆「オンライン事業所年金情報サービス」とは

事業主の方が、毎月の社会保険料額情報等の電子データを e-Gov のマイページで受け取れる、日本年金機構が 2023 年 1 月にスタートしたサービスです。利用申込みから各種情報・通知書の受取までがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的に受け取れるようになります。

※このサービスの利用には、GビズIDが必要です。

◆サービスのメリット

- ① 納入告知等、紙の通知書よりも早い受取・確認が可能
- ② 一度の申請で定期的にデータの受取が可能
- ③ 電子データで受け取れるので、社内システムへの取り込み、自社保有データとの突合等が可能

◆電子データで受け取れる各種情報・通知書

- ・ 社会保険料額情報
- ・ 保険料増減内訳書
- ・ 基本保険料算出内訳書
- ・ 賞与保険料算出内訳書
- ・ 保険者データ
- ・ 決定通知書

◆サービスの利用方法

このサービスを利用するためには、GビズIDが必要になります。

GビズIDは無料で利用できますが、発行までに 2 週間程度かかりますので、まだ取得していない事業主の方は、早めに進めるとよいでしょう。

【日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス(事業主の方)」】より

3 月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出 <新規適用のもの> [税務署]
- 個人道府県民税および市町村民税申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況届出(雇用保険未加入者) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]